

税制改正、減税の実感乏しく

定額減税終了の影響大きく

2025年度の税制改正法が成立した。25～26年の2年間は所得税の基礎控除額が納税者の合計所得金額に応じて9段階になる。一方、住民税の基礎控除額は据え置かれた。所得税の改正は今年から、住民税の改正は26年度（会社員の場合、26年6月～27年5月徴収分）から適用される。

「税制改正で減税になると言われるが、税引き後の手取りを計算すると実感に乏しい」。都内在住の男性会社員Aさん（50）は話す。給与収入は一昨年、昨年と800万円、今年も同程度の見込み。家族はAさん、所得税と住民税がからない範囲でパートで働いてきた妻（48）、アルバイトをする大学生の子（19）、中学生の子（14）の4人だ。

Aさんの昨年（度）の所得税は定額減税前で24万円、住民税は36万円だった。今年も所得税が21万円に減る一方、今年度と改正後の来年度の住民税は昨年度と同額の見通しだ。所得税が減るのは、税制改正で基礎控除が昨年の48万円から63万円に増えるからだ。一方、住民税は基礎控除が43万円に据え置かれ、税負担は変わらない。

ただAさんの表情は浮かない。昨年1人当たり4万円（所得税3万円、住民税1万円）の定額減税があり、Aさんは16万円（4万円×4人）の減税だった。定額減税は昨年限りのため、今年の税負担は昨年より実質13万円増える。

一方でパート・アルバイトの税金がかからない年収は所得税の場合、103万円から160万円に引き上げられる。Aさんは「家計全体の手取りを増やすには妻にもう少し働いてもらうのも手かも」と思い始めた。

「今年も定額減税がなく、税負担が増える家計は比較的多い」と辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は話す。所得税、住民税の改正の身をさらに点検しよう。所得税は年間の所得にかかる。所得は年収から収入を得るのにかかった必要経費などを引いた金額。会社員の所得は給与所得で、給与収入から必要経費に相当する給与所得控除を引いて算出する。

会社員の場合、副業していれば雑所得、不動産賃貸をしていれば不動産所得など給与所得以外の所得がある。所得税は原則これらの所得を合計した合計所得金額から基礎控除や配偶者控除、扶養控除などを引いた課税所得金額に税率を掛けるなどして計算する。

家計にとって改正のポイントは3つある。まずは所得税の基礎控除が中所得者層でも合計所得金額に応じて変わること。具体的には合計所得金額が132万円以下なら基礎控除は95万円、132万円超336万円以下では88万円といった具合に連減する。Aさんの場合、給与所得以外の所得はなく、給与所得（610万円）が合計所得金額になる。基礎

控除は63万円と昨年より15万円増え、所得税額は昨年より定額減税前の所得控除と比べて3万円減る。基礎控除は20年から合計所得金額が240万円以下では一律48万円だった。改正により合計所得金額132万円以下は恒久的に95万円だが、132万円超655万円以下では今年と来年の2年間に限り88万円から63万円へと連減する。27年からは132万円超2350万円以下は一律58万円だ。

こうした仕組みとなった背景について、ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は「物価高に悩む所得者層を中心に、2万円前後の減税効果を出すため」とみる。ただし、定額減税のあった昨年と比較すると実際の税負担増になる場合が多そうだ。改正の2番目のポイントは、パ

ート・アルバイト収入が160万円以下なら所得税がかからない点だ。これまで103万円は「年収の壁」と呼ばれ、それを超えれば所得税がかかってきた。また納税者本人も子の給与収入が所得税の場合150万円以下、住民税の場合160万円以下なら、所得税、住民税の両方で特定扶養控除と同額の所得控除を満額受けられる。さらに配偶者の年収が160万円以下なら所得税で満額38万円の配偶者控除や配偶者特別控除を受けられる。結果、配偶者や子の収入の大部分が家計全体の手取り増加につながる。

パートやアルバイトの所得税がかからない年収が大幅に引き上げられるのは、基礎控除と給与所得控除を変更したためだ。合計所得金額132万円以下の人の所得税の基礎控除が恒久的に95万円になるほか、給与所得控除の最低保障額が昨年までの55万円から65万円に引き上げられる。

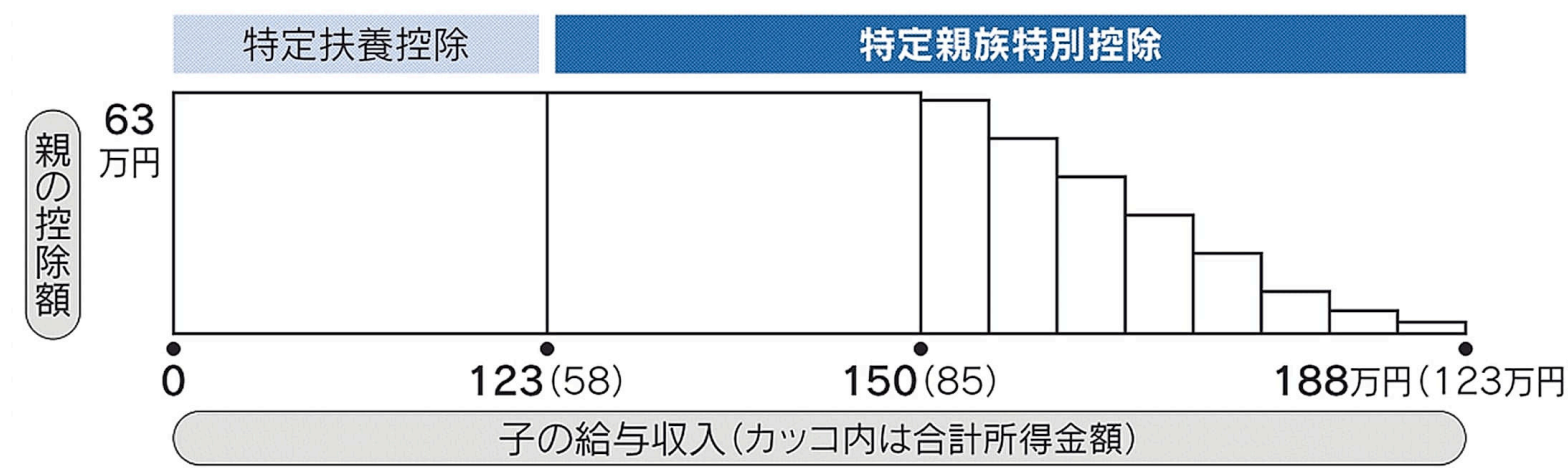
一方、納税者本人が所得税、住民税で特定扶養控除と同額の控除を受けられるのは「特定親族特別控除を新設するため」（藤曲武美税理士）だ。19～22歳の子の合計所得金額が58万円超123万円以下なら納税者本人が所得税で最高63万円の控除を受けられる。Aさんのケースでは、配偶者と子がいずれも年収150万円働けば税引き後の手取りは増える。

3番目のポイントは、住民税の基礎控除が変わらなかつたことだ。住民税が課税される最低限の給与年収は110万円と所得税よりも50万円も下回ることになる。住民税は所得税とほぼ同じ仕組みだが、所得控除額は所得税よりも低額で、税率は一律10%。例えば19～22歳の子が160万円まで働けば、所得税はかからず、親は特定親族特別控除を満額受けられるが、自身は5万円の住民税を負担することになる。

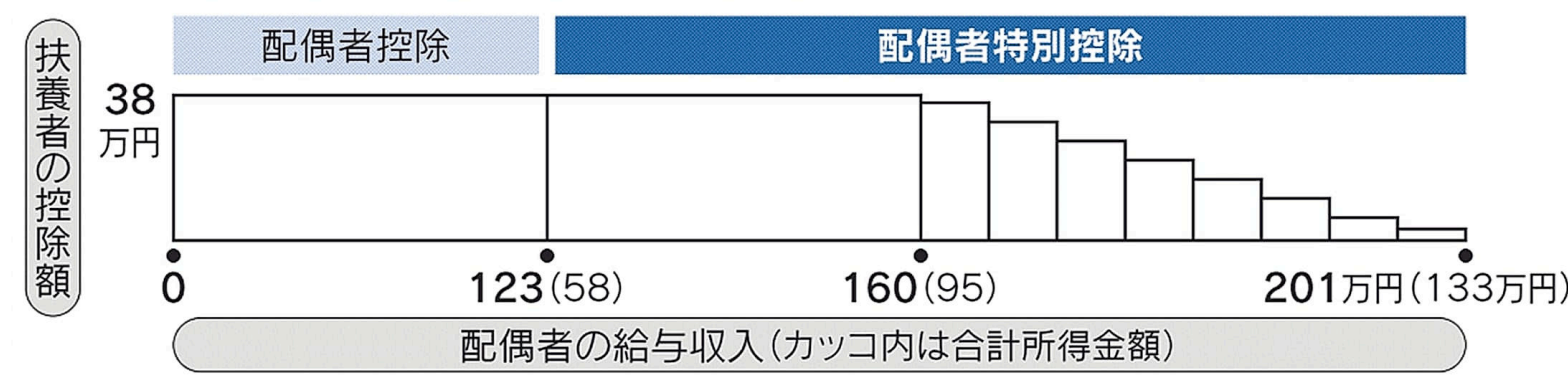
改正後の基礎控除はこうなる（所得税の場合）

給与収入（合計所得金額）	基礎控除額
200万円（132万円）以下	95万円
～475万（336万）	88万
～665万（489万）	68万
～850万（655万）	63万
～2545万（2350万）	58万

19～22歳の特定扶養控除の見直しのイメージ（所得税の場合）



配偶者控除・配偶者特別控除の見直しのイメージ（所得税の場合）



(注) 扶養者の給与収入が1095万円以下、合計所得金額が90万円以下で、配偶者が69歳以下の場合

給与年収800万円の会社員の家計はこうなる

ケース
会社員（50歳、月例給与約56.7万円、賞与年間120万円）、妻（48歳、パート収入は2024年100万円、25年150万円）、大学生（19歳、アルバイト収入は24年103万円、25年150万円）、中学生（14歳）の4人家族。生命保険料年間10万円、25年は定額減税なし

	2024年		2025年	
	給与収入（給与所得）	所得税計算	給与収入（給与所得）	所得税計算
税金の会社員	800万	800万(610万)	800万	800万(610万)
		基礎控除 48万		基礎控除 63万
		税額 24万		税額 21万
		定額減税 12万(3万×4人)		
		定額減税後の税額 12万		
税金の妻	100万	100万(45万)	150万	150万(85万)
		基礎控除 48万		基礎控除 95万
		税額 0		税額 0
税金の大学生	103万	103万(48万)	150万	150万(85万)
		基礎控除 48万		基礎控除 95万
		税額 0		税額 0

合計所得で基礎控除が変動

今年度税制改正では「合計所得金額」に敏感になる必要がある。もともと所得税や住民税では合計所得金額が所得控除を受けるための要件だ。会社員の場合、合計所得金額は、給与所得以外に副業による雑所得、公的年金所得（雑所得）、満期保険金など一時所得などがあればそれらも含めて計算する。

所得税は従来、合計所得金額が240万円以下なら基礎控除は一律48万円だった。改正で合計所得金額の区分が細くなり、高所得者以外でも基礎控除が変動しやすくなる。例えば給与年収450万円の会社員（配偶者を扶養）の場合、所得が給与だけなら基礎控除は88万円と昨年より40万円も増える。定額減税前の昨年の税額と比べれば負担は約2万円減る。しかし副業による所得30万円が加わると基礎控除は68万円となり、定額減税前と比べても所得税は約5000円増える。